

# あなたの国民年金

パート 28

## 障害基礎年金

国民年金加入中に  
病気・けがで障害になつた時に受けられます。

### 受ける条件

- 国民年金に加入してから初診日までの期間に保険料の納付済(免除期間含)が $\frac{2}{3}$ 以上ある人
- 初診日から1年6ヶ月を経過した日(その期間中に治った場合はその日)に障害の程度が1級または2級に該当すること
- 60歳~65歳までの方で、まだ国民年金を受けていない方

### 年 金 額

平成3年度

1級 877,500円

2級 702,000円

子の加算 2人まで 202,400円(1人当たり)  
3人以降 67,500円(1人当たり)

\*障害基礎年金を受ける人に扶養されている18歳  
(障害のある子20歳)未満の子。

**Bさん**

手続きの方法は?

**年金係**

診断書と病歴申立書が必要です。

先程、3年6月に病気になったと言われましたが普通ですと1年6ヶ月過ぎないと申請できません何せかと言うとリハビリ等で病状が良くなる場合もあります。医者と相談なさって医者が症状が固定して治療の効果が期待出来ない状態と認めた場合は6ヶ月過ぎれば申請できます。

**Bさん**

相談してみます。それで障害年金はどの位もらえるのですか?

**年金係**

1級に該当すると877,500円、2級ですと702,000円、お子さんはいますか?

**Bさん**

2人。20歳と16歳です。

**年金係**

それでは子供の加算もつきます。1人202,400円、子供が18歳になるまで受けられます。

障害年金は、ここで受け付けますが県にも専門の医者がいて、診断書を検討して受けられるかどうかを決定します。

**Bさん**

すると日数がかかりますね。

**年金係**

役場に申請書を出してから2ヶ月位かかります

**Bさん**

わかりました。診断書は医者と相談してみます。

**問合せ** 住民福祉課年金係

☎ ⑧ 1211 内線155

## 脳血栓で手足が不自由に!

—— 篠本Bさんの相談 ——

**Bさん**

私の父親が3年6月に脳血栓で手足が不自由になってしまったのですが障害基礎年金は受けられるでしょうか?

**年金係**

年齢は?

**Bさん**

54歳です。国民年金を払っています。

**年金係**

台帳で見ますと免除期間が3年、あとは納付済ですので申請できますよ。

**10月31日(木)は、国民年金10月分の納期です。**